

亀井委員

私からは、いじめと不登校に関連して、何点か質問をしたいと思います。

まず、文部科学省が定めているいじめの定義は、どういうものなのか教えてください。

子ども教育支援課長

いじめの定義は、平成 18 年度に文部科学省が変更し、現在は、当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義されております。

亀井委員

そして、それには、起こった場所は、学校の内外を問わないと記されています。

そこで伺いたいのですが、定義には、心理的、物理的な攻撃とされていますけれども、心理的な攻撃とはどういうことなのでしょう。

子ども教育支援課長

心理的な攻撃として具体的に考えられるものは、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視といったことが考えられます。

亀井委員

冷やかしや脅しと言われましたが、脅しというのは、犯罪ではないでしょうか。

子ども教育支援課長

例えば、子供同士で、こういうことをしたら、先生にちくるぞなどの軽微なものから、確かに犯罪行為に当たるようなものまで、様々なものがあると思います。

亀井委員

例えば、私が路上で、第三者に死ねと連呼したら、犯罪になります。また、ネット上で、実名などが記載されたら、これも犯罪です。

文部科学省の定義では、客観的な基準がよく分からないのですが、物理的な攻撃とは何でしょうか。

子ども教育支援課長

物理的な攻撃として考えられるのは、軽くぶつかる、はたかれる、殴られる、蹴られる、危険なことをされたり、させたりするといったことが考えられます。

亀井委員

私が路上で、第三者に殴ったり、蹴ったりした場合は、警察に捕まります。しかし、学校の中だと、いじめということになり、犯罪にはならないということですが、これは犯罪ではないのですか。

子ども教育支援課長

いじめが、犯罪に抵触する可能性があるのではないかということにつきましては、平成 24 年 11 月に、文部科学省から、犯罪行為として取り扱われるべきと認

められるいじめ事案に関する警察への相談・通報についての通知が出されております。

その中で、いじめが抵触する可能性がある例としまして、強制わいせつ、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物損壊等が示されておりますことから、御指摘の内容につきましては、各学校に周知しているところでございます。

亀井委員

殴る、蹴るということでなくても、体をぶつけるということ、私が路上でやったら、犯罪に当たると思います。昨年 11 月に、文部科学省から通知が来たということですが、定義以上に、詳細に基準を検討していただく必要があるものと考えています。

そして、定義の中に、一定の人間関係のある者とあるのですが、これは何を指すのでしょうか。

子ども教育支援課長

平たく申しますと、子供同士の仲の良い友だち関係であったり、級友や同じ部活動の仲間であったりという理解でよろしいのではないかと思います。

亀井委員

いじめの定義に、一定の人間関係がある者からという条件が付いています。しかし、例えば、私と家族との間でこういったことがあれば、やはりそれは犯罪になります。一定の人間関係にある者というのは、よく分からないのです。

さらに、定義では、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとされているのですが、なぜ精神的な苦痛だけで、物理的な苦痛が入っていないのでしょうか。

子ども教育支援課長

平成 18 年度のいじめ定義の変更に際しましては、個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断を、表面的、形式的に行うことは厳に避け、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものというのが、改正の基本的なところでございます。

物理的な苦痛につきましては、その前に、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じていけばよいということで、つまり全て包含しております。それを前提として、精神的な苦痛と表現しているものと理解しております。

亀井委員

物理的な攻撃を受けたら、必然的に精神的な苦痛を感じるわけですから、私も、そうであると思います。

しかし、先日、体罰について伺ったときにも述べたのですが、精神的な苦痛を感じて、そこから病んでしまったら、それは傷害罪に当たります。やはり、体罰もそうですが、文科省のいじめの定義は、あやふやであると思います。

定義から、物理的な苦痛を除いているということは、表面的なけがなどを除いているので、私としては、人権侵害といった問題や、警察による介入といったことを無視して、学校の中だけで解決しようとしているといった、傲慢な定義のよ

うに感じるのですが、どのように考えていますか。

子ども教育支援課長

いじめは絶対にあってはならない、いじめにより尊い命が失われるようなことがあってはならないものと考えております。

私どもとしましては、文部科学省の定義を踏まえながらも、個々の事案に応じまして、丁寧に対応する中で、いじめられた側の子供が、精神的にどのような被害を受けているか、今後、どのような対応や支援が必要なのかといったように、いじめられた側の子供の視点に立った対応をしていくことが、必要であると考えております。

支援教育部長

少し補足をさせていただきますと、この通知で、一番重要に思っておりますのは、子供がいじめられていると感じていけば、全ていじめであると考えなければいけないということでございます。

精神的な苦痛、物理的な苦痛の解釈でございますが、これは、たとえ攻撃を受けて、けががなかったとしても、精神的に苦痛を感じていけば、それはいじめと認識しなければならないと受け止めまして、学校にも指導してまいりたいと考えております。

亀井委員

私にはどうしても、学校という聖域には、他の機関を入れないぞという傲慢な定義のように感じてなりません。

県教育委員会として、いじめを犯罪、人権侵害として捉え、法務省の人権擁護局や、人権擁護委員会、警察、児童相談所、家庭裁判所との連携も考慮しなければならぬと考えるのですが、このような機関との連携を、県教育委員会として行っているのでしょうか。

子ども教育支援課長

まず、人権擁護委員会等との連携についてでございますが、今年度、スクールソーシャルワーカー連絡協議会の中で、横浜地方法務局の人権擁護課の方に、いじめ問題への対応につきまして、人権擁護の視点から講話をしていただいております。また、日常的な連携につきましても、重要であるものと認識しております。

また、児童相談所等につきましても、いじめ問題の背景にある家庭の問題なども含めまして、スクールソーシャルワーカーを中心に、日頃から連携に努めているところでございます。

亀井委員

いろいろなところと、しっかり連携していただいていると理解しました。

文部科学省の定義を踏襲して、他の機関を入れないことが、いじめや犯罪の一番の温床となると思います。そこまで発展させないためには、あらゆる機関と連携し、いじめや、その先にある犯罪への対策を、しっかり行うことを要望させていただきます。

次に、いじめ 110 番のことですが、虐待には通報システムがあるように、いじ

めについても、第三者機関に、匿名で連絡ができるシステムが必要であると考え  
るのですが、それについては、どのように考えていますか。

子ども教育支援課長

基本的には、いじめ 110 番のシステムも、匿名性が保たれておりまして、相談  
の垣根を、できるだけ低くすることが大切であると認識しております。同時に、  
たくさんの相談機関があることを、子供たちに知ってもらうことも重要であると  
考えております。

昨年の大津市の事案に端を発し、いじめについて、いつでも相談できる機関を  
幾つか示したものを、子供たちの目に付くところに掲示する取組を、県立学校を  
はじめ、市町村の学校でも行っております。今後につきましても、引き続き、周  
知の徹底に努めたいと考えております。

亀井委員

2012 相談機関紹介カードは、子供も大人も気軽に相談できるようにというこ  
とで作成され、配布されているようですが、子どもに関する相談と書いてあったり、  
人権救済に関する相談とあったりして、その後に、施設名、電話番号、相談時間  
などが載っているのですが、非常に不親切であると思います。どういったときに、  
どこに相談したらよいかというのが、迷ってしまうように羅列されていて、大  
人にとっても分かりにくいのです。子供では、相談することができないだろうと  
思いますので、もっと分かりやすくしていくべきと考えるのですが、いかがでし  
ょうか。

子ども教育支援課長

確かに、この相談カードでは、分かりにくいという部分もございます。

今回、県立学校や、市町村の小中学校に掲示したものにつきましては、いじめ  
られた際、いじめを見た際には、ここに電話をしようといったように、その部分  
だけを取り出しまして、子供たちの目に付きやすい場所に掲示するようにいたし  
ました。今後も、子供の目線に立って、十分考えてまいりたいと考えております。

亀井委員

子供たちが、ここに相談すれば大丈夫なんだと思えるように、表示してほしい  
と思います。

さて、いじめを原因として不登校になったり、対人恐怖症になり、皆と同じ授  
業を受けることができないようなケースもあると思います。そういった子供には、  
学校の成績の評価のされ方に非常に敏感になると思うのですが、こういった場合  
の評価方法については、どのような配慮をしているか教えてください。

子ども教育支援課長

いじめ等の被害に遭った児童・生徒の気持ちは大変敏感になっておりまして、  
そういった子供の心に寄り添うような形で対応することが、まずは必要であると  
考えております。

学習評価につきましては、座学で勉強する教科は、レポートの提出や課題学習  
などで評価を行っております。特に、実技が伴います、体育等につきましては、

学校によっては、学習課題を与えることもあるのですが、例えば、体育の先生が、空いている時間に、その子供の状況に応じてでございますが、一緒に体育館でバスケットボールをやるなど、各学校で様々な工夫をして対応していると承知しております。

亀井委員

是非、そういった配慮を、各学校に徹底していただきたいと思います。

いじめられている子供は、人との接し方がうまくできなくなっていることが多く、逆に、いじめた子供は、そのまま授業に出ているということで、いじめた子供こそ、更正室のような場所で、特別な指導を受け、いじめられた子供は、そのまま授業に出られるようにしてほしいという、一般的な御意見もあるようなので、その辺りはバランスをとって、行っていただきたいと思います。

そして、いじめた子供への特別な指導として、出席停止の場面が考えられるのですが、このような出席停止について、神奈川県では、全県的に徹底していこうと考えているのかお伺いします。

子ども教育支援課長

出席停止制度の活用につきましては、現在作成中の、いじめに関する資料集の中でも、適切に行われるよう、市町村教育委員会に働き掛けていくところでございます。

亀井委員

いじめられた子供、いじめた子供、いずれの場合も、兄弟がいるときには、兄弟への影響もあると思うのですが、その兄弟へのフォローについても、しっかりできているのでしょうか。

子ども教育支援課長

家庭環境に関わってくる部分につきましては、スクールソーシャルワーカーを派遣、活用することによりまして、解決を図っている事例もございます。今後も、そういった対応を、しっかり行ってまいりたいと考えております。

亀井委員

小学校のときに、いじめの兆候などが現れているといった場合には、中学校としっかり連携をとらなければならないし、中学校で現れているいじめの芽は、高校に入学する前に、しっかりと摘み取ることが大事であると思います。こういった連携については、どのように行われているのか教えてください。

子ども教育支援課長

小中学校の連携につきましては、各中学校区におきまして、主に3月頃に連絡会を開催し、また、中学校の教員が実際に授業参観なども行い、実際に目を見た後、情報交換会などが行われております。

そして、中学校から高校に入学する子供につきましては、学区が撤廃されておりまして、また、個人情報の関係などから、基本的には、保護者の了解を頂きながら、子供たちの状況を最優先としまして、必要な情報を引き継ぎ、適切な支援の方法をとっております。

#### 高校教育企画課長

高校におきましても、合格後、入学前の期間を使い、それぞれの中学校を訪問し、今後の指導に必要な情報を収集する取組を行っております。中学校と高校が連携しながら、その子供の成長に必要な支援の仕組みづくりができてきているといった状況でございます。

#### 亀井委員

いじめに関しても、不登校に関しても、早めの対応が必要であり、現象となる前の兆候の段階で、芽を摘んでほしいと思います。また、いじめられている子供へのフォローを第一としながら、いじめた側の子供への指導、支援が必要であり、いじめた子供の中には、親からいじめられている、ネグレクト的な対応をされている子供もいると思います。このようないじめに対しての総合的な取組を、全力で進めていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

#### 亀井委員

公明党神奈川県議団を代表いたしまして、意見発表を行わせていただきます。

体罰について申し上げます。

体罰は、児童・生徒に対する影響力の行使、物理的な力の行使により行われたものが、一切体罰として許されないということではなく、教育上、例えば、肩を軽くたたいたただけなら、そうではないという裁判所の判例でも示されております。

現場では、可能な限り客観的な判断をしなければならないと思います。教育委員会としても、より客観的に判断できるような基準を設けるべきと考えますので、よろしく願いいたします。

また、体罰の定義から考えますと、児童・生徒への身体的な苦痛だけでなく、精神的な苦痛に対する対応を、教師が行う可能性もあります。身体的な苦痛の定義により、逆に、暴言、パワハラならばよいと考えてしまえば、精神的な苦痛への温床となります。

文部科学省の定義にはないとはいえ、県教育委員会としては、このようなことも考慮して対応することを要望します。

また、部活動の勝利至上主義の考え方により、体罰が容認されやすいと聞きます。生徒や保護者に対しては、顧問は絶対的な存在であり、なかなか反抗もできないといった状態から、体罰が行われるということもあります。

校長、教頭等、管理職が、しっかりとリーダーシップをとることも考慮して、部活動指導、生徒指導の在り方を、今後、県教育委員会として、しっかりと示すよう要望します。

次に、県立図書館について申し上げます。

今回の図書館の純化・集約化の流れは、緊急財政対策の考慮の結果と、平成19年度からの検討会の中身を考慮してということでありました。また、図書館の方

針変更は、様々な意見等を踏まえ検討したとのことでありましたが、それは、突然のことで、県民が非常に困惑したことは、容易に想像されます。また、関係者からも、そのような御意見を多く頂きました。

この一連の流れは、県民への説明責任といった観点からは、非常に材料不足で、論理的な説明がなかったと言っても過言ではありません。今後は、県民目線に立った説明責任の重要性を認識して行動されるよう要望します。

また、市町村立図書館長と検討会を行っているということですが、市町村立図書館だけでなく、女性センターや産業振興センターの図書館など、市町村立図書館以外の専門の図書館にも意見を聞かなければならないと思います。全県のそのような図書館としっかり連携して、意見聴取をし、全県の図書館の発展につなげていくよう要望します。

さらに、以前は、2001年まで、本県も図書館協議会を設けており、学識経験者や市民の方も入って協議を重ねていたと聞きました。このような協議会等で、図書館運営や図書館政策に県民意見を取り入れる仕組みが必要である旨、本委員会で要望したところではありますが、さきの予算委員会の質問において、市民らとの意見交換会を設けるとの答弁を頂きました。今後は、この意見交換会をしっかりと活用して、市民、県民の意見を十分に集約し、県民目線での取組をしていただくよう要望します。

最後に、いじめ問題への対応について申し上げます。

いじめにつきましては、文科省の定義が、余りにも不親切、分かりにくいということが言えます。学校という聖域に、他の機関が介入できないという傲慢さを感じます。これが、いじめの温床となっていると言っても過言ではありません。

しかし、県としては、いじめはあらゆる手段を使ってでも根絶するという方針を貫いていただき、他の機関との連携を十分にとってでも、いじめの根絶に注力していただくことを要望します。

また、いじめは、いじめた側が100%悪いということを前提に、いじめられた側のフォローが第一ということはもちろんです。そして、いじめた側への指導、支援も十分に検討していただき、実効性のある施策を、迅速に取り組むことを強く要望します。

以上、意見、要望を申し上げまして、公明党神奈川県議団として、当委員会に付託された諸議案に賛成いたします。